

健康増進事業の実施に関する事務についての特定個人情報保護評価書に
寄せられたご意見と本市の考え方

1 意見の募集期間

平成 27 年 12 月 15 日（火）～平成 28 年 1 月 15 日（金）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

- ア 保健福祉局保健所（札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階）
- イ 市政刊行物コーナー（本庁舎 2 階）
- ウ 各区役所総務企画課（広聴係）
- エ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

<http://www.city.sapporo.jp/eisei/kenshin/hogohyoukasho.html>

3 意見の受付方法

- (1) 郵送
- (2) 持参
- (3) F A X
- (4) 電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

4 名

(2) 意見の受付方法別内訳

| 提出方法 | 郵送 | 持参 | F A X | 電子メール | 合計 |
|------|-----|-----|-------|-------|-----|
| 提出者数 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 4 人 | 4 人 |

(3) 意見総数

23 件

5 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

| 整理番号 | 1 | |
|---------|---|--|
| 寄せられた意見 | <p>「マイナンバー制度に対応するため」…に対するご意見募集についての表紙の説明が間違っている。</p> <p>マイナンバー制度では「国民一人一人に」個人番号（マイナンバー）が付番され…となっているが</p> <p>この制度は「国内に住民登録するすべての人」に付番されるのではなかったのか？</p> <p>行政がこの制度に対する理解が間違っている状況では、そもそも市民に意見募集する資格がない。まして、理解が誤っている共通番号でセンシティブな行政個人情報を提供しマッチングすることは許されない。</p> | 市の考え方 |
| | | <p>国の広報資料を参考に記載したのですが、ご指摘のように国民に限定されるものではありませんので、今後の意見募集の際は表現を改めさせていただきます。</p> |

整理番号 2

| | | | |
|---------|---|-------|--|
| 寄せられた意見 | これまで全国的にも印刷ミスや郵便配達遅れ、交付ミスや事件が多数起きているなかで、自治体として1月から運用できるのか？ 札幌市は運用延期・停止を政府に要請すべきではないのか。 | 市の考え方 | 個人番号制度においては、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、法制度とシステムの両面から、必要な対策が講じられています。本制度は、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するとともに、行政の効率化につながる重要な社会的基盤となるもので、法ですべての地方自治体に対応が義務付けられています。 |
|---------|---|-------|--|

整理番号 3

| | | | |
|---------|--|-------|---|
| 寄せられた意見 | この情報評価書の結果は、今後どのようなになるのか。 その結果今後どのような「改善」が行われるのか。 | 市の考え方 | 今回の意見募集の結果及び札幌市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検の結果を踏まえて評価書の取り組み内容等に反映します。 |
|---------|--|-------|---|

整理番号 4

| | | | |
|---------|--|-------|--|
| 寄せられた意見 | 情報が集積される「中間サーバー」の開発の遅れが報道されていたが、どうなっているのか。 | 市の考え方 | 中間サーバーについては、国において情報連携開始に間に合うよう開発を行っていることと承知しております。 |
|---------|--|-------|--|

整理番号 5

| | | | |
|---------|---|-------|---|
| 寄せられた意見 | 法定受託事務だから国の税金で賄うことになっていたが、自治体の事務が多くなっており、実質「自治事務」ではないか？ 関連のシステム改修・人件費を含め、これまで札幌市が負担したこれまでの「税金の総額」を公開してもらいたい。 | 市の考え方 | 個人番号制度において地方自治体が果たすべき役割が大きいことはご指摘のとおりです。 個人番号制度関連費用として平成26年度はシステム改修費に約1億1600万円を支出しています。人件費については切り分けができないため、明確には算出することができません。 |
|---------|---|-------|---|

整理番号 6

| | | | |
|---------|--|-------|---|
| 寄せられた意見 | 今般、全国で保険証番号など健康保険の情報が医療機関などから漏えいしたとの事件が発覚したが、札幌市民の情報は漏えいしていないのか。 | 市の考え方 | ご指摘の情報漏えいについては、医療機関から漏えいしたものと報道されているところであり、札幌市民の情報が含まれているかについては把握しておりません。 |
|---------|--|-------|---|

整理番号 7

| | | | |
|---------|---|-------|---|
| 寄せられた意見 | 上記のような漏えい事件発生への恐れが絶対ないといえるのかどうか。 リスクの説明無く共通番号（マイナンバー）で紐付けするこの「事業」は止めるべきではないのか。 | 市の考え方 | 個人番号と紐づく個人情報の漏えい等のリスクを最小限とするよう適正な管理に努めます。 |
|---------|---|-------|---|

整理番号 8

| | | | |
|---------|--|-------|--|
| 寄せられた意見 | 健康増進事業「がん検診・歯周病検診」は、国保情報や課税状況などと連携することになり、センシティブ情報・非常に価値の高い個人情報を提供することになるので漏えいが非常に心配だ。検診を受ける際に、共通番号システムに関して検診情報提供・データ利用を「選択」できるようにしてほしい。 | 市の考え方 | がん検診・歯周疾患検診の受診にあたり、医療機関に提出していただく書類は従来と同じままであり、個人番号の記入は不要です。 また、健康増進事業は番号法上で個人番号の利用が認められている事務であり、個人番号と紐づけることで市外への転出・再転入等にも対応した検診受診履歴を経年的に管理することで、正確な受診動向の分析による効果的な受診率向上施策の検討、個別受診勧奨文書の発送等の受診率向上施策の効率的な実施が可能になるものでありますので、番号の利用について選択可能とすることは考えておりません。 |
|---------|--|-------|--|

整理番号 9

| | | | |
|---------|---|-------|---|
| 寄せられた意見 | このシステムは、「限定された事務」にしか使わないといいながら結局、法を拡大して「本人の同意」もなく個人情報を番号で紐つけるのは、憲法13条に違反するから、英国やカナダが止めたように運用を停止するべきだ。 | 市の考え方 | 個人番号制度は、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するとともに、行政の効率化につながる重要な社会的基盤となるもので、法ですべての地方自治体に対応が義務付けられております。 |
|---------|---|-------|---|

整理番号 10

| | | | |
|---------|---|-------|--|
| 寄せられた意見 | 基本情報：事務の内容：評価書の※印部分：評価を再実施する、となっているが、どのような場合に「再実施」するのか、説明してほしい。 | 市の考え方 | 特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされております。 |
|---------|---|-------|--|

整理番号 11

| | | | |
|---------|---|-------|-----------|
| 寄せられた意見 | 個人番号：記入しない場合(人)の措置 検診する際に記入拒否はできるのか。(前記8関連) 未記入や記入を拒否した場合はどう対応するのか。不利益はないか。 | 市の考え方 | 整理番号8に同じ。 |
|---------|---|-------|-----------|

整理番号 12

| | | | |
|---------|------------------|-------|---|
| 寄せられた意見 | 委託・再委託：責任の所在が不明。 | 市の考え方 | 委託先については本市に監督責任があり、再委託先については委託先が責任を負うこととなります。 |
|---------|------------------|-------|---|

整理番号 13

| | | | |
|---------|---|-------|---|
| 寄せられた意見 | リスク対策だけではなく、万が一の情報漏えい流失の場合の「賠償責任」についてはどのように備えているのか。情報漏えいの立証責任は誰が負うのか。 システムを入れて運用利用するからには、市民の自己責任では済まされない。 情報漏えいが起きた場合に、流失した情報は戻らないから市民の不安は尽きないがどのように払拭するのか。 | 市の考え方 | 個人情報の安全管理は、情報保有する各機関の責任で行うこととなります。 個人情報が流出した際の対応は、事件・事故の内容により異なりますが、本市の関係部や委託先が連携して事態の把握や被害の拡大防止に取り組みます。 また、万が一が一流出した場合は、番号を変更することで被害の拡大防止を図ります。損害賠償や補償については事案の内容により個別に判断することとなります。 |
|---------|---|-------|---|

整理番号 14

| | | | |
|---------|---|-------|--|
| 寄せられた意見 | 本人同意：どんなに「リスク対策」を行っても、人間は必ずミスをする(ヒューマンエラー)し、またハッカーによる攻撃や情報漏えいのリスクが全く無いとはいえないから、このようなデータ収集、提供、利用については、きちんとデメリットを説明したうえで「本人の同意」を条件にするべきだ。 | 市の考え方 | 法令等で定められた安全管理措置を遵守し、その範囲内でデータ収集、提供、利用をしてまいります。 |
|---------|---|-------|--|

整理番号 15

| | | | |
|---------|--|-------|--|
| 寄せられた意見 | 今後もセキュリティやシステムバージョンアップなどで税金が遣われ、結局は壮大な IT 公共事業である。かかる税金を社会保障に投入すべきである。 | 市の考え方 | 個人番号制度は、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するとともに、行政の効率化につながる重要な社会的基盤となるものです。社会保障の分野でも、適切な給付や効果的な事業の立案に、この制度が役立つものと期待されています。 |
|---------|--|-------|--|

整理番号 16

| | | | |
|---------|--|-------|--|
| 寄せられた意見 | この事業はいつ、どの検診結果からマイナンバー制度で実施されるのか（過去の検診データを含むのか）。 | 市の考え方 | 個人番号制度に対応したシステムは平成 29 年 4 月頃の稼働を予定していることから、平成 29 年度のがん検診の結果から、個人番号と紐づけ、管理する予定です。 |
|---------|--|-------|--|

整理番号 17

| | | | |
|---------|---|-------|-------------|
| 寄せられた意見 | マイナンバーが運用開始してしまっただけからの、この意見公募結果は今後、どのように反映され、個人情報保護委員会に対して報告・反映されるのか。 | 市の考え方 | 整理番号 3 に同じ。 |
|---------|---|-------|-------------|

整理番号 18

| | | | |
|---------|--|-------|-------------|
| 寄せられた意見 | 法上、前記委員会にこの意見公募結果の報告だけでは進められないものであるはずだから、札幌市もその結果を（法条文の）理由を付して（再実施を含め）公表してもらいたい。 | 市の考え方 | 整理番号 3 に同じ。 |
|---------|--|-------|-------------|

結論から申し上げて、他の事務についてのもの同様、今回の特定個人情報保護評価書に対しても、大きな不安・懸念を持っております。

冒頭の「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」で、「リスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する」とありますが、「取り組み」、「宣言する」だけで個人の権利利益が間違いなく保護されるなら苦労はありません。

報道等で日常見聞きする事故・事件などを見ても、情報セキュリティ技術と、これを破ろうとする犯罪者サイドの技術は、本質的にたちごっこです。どこまで行っても、セキュリティ措置に十分ということはありません。

「マイナンバー」と同様の、多種の個人情報を一つの個人番号に関連付ける制度を採用している国々では、なりすまし犯罪や詐欺被害などが発生しています。

そもそも、「健康増進事業」の実施に際して、対象者をさほど厳密に「個人」として特定する必要があるのでしょうか？

「健康増進」の出発点として知ることが望ましいと思われる情報には、対象者の健康状態や嗜好、日常の過ごし方など、高度にプライベートな事柄が含まれます。

そうした情報を個人番号と関連付けることは、敢えて高い犯罪リスクを呼び込むのではと懸念します。

この種の事業実施に関する事務に、個人番号を取り入れた処理体制を拙速に導入せず、個人番号制度に関連して他の地域でどのような事故や事件が発生するかなどを見極め、必要なら個人番号制度自体を廃止もしくは制度修正するよう、国に意見して戴きたいです。

寄せられた意見

個人番号制度においては、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、法制度とシステムの両面から、必要な対策が講じられています。

本制度は、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するとともに、行政の効率化につながる重要な社会的基盤となるもので、健康増進事業についても法律で個人番号の利用が認められており、すべての地方自治体に個人番号制度への対応が義務付けられております。

市の考え方

| | | |
|----------------|---|--|
| <p>寄せられた意見</p> | <p>健康増進事業の事務処理にマイナンバーを使用する理由が資料をみてもわかりません。</p> <p>「番号法」9条では「利用することができる」と規定しており、利用を義務づけていません。</p> <p>にもかかわらず札幌市としてこの事務にマイナンバーを利用するには、それだけの理由がないと無駄な事務を増やしているだけになります。</p> <p>① 健康増進事業にマイナンバーを利用する理由を明らかにしてください。</p> <p>② 利用することによって、市民にとってどのようなメリットがあるのかを具体的に示してください。</p> <p>③ この事務に番号を利用するのであれば「住基番号」を使えば済むと思いますが、「住基番号」だけでは事務処理ができない理由を示してください。</p> | <p>市の考え方</p> <p>① 健康増進事業として実施している札幌市がん検診については、札幌市健康づくり基本計画「健康さっぼろ21(第二次)」にて、受診率向上に向け取り組むこととしております。</p> <p>検診結果を個人番号と紐づけることにより、市外への移動、再転入等にも対応した正確な受診履歴の管理が可能となるとともに、国民健康保険情報と合わせて受診動向を分析するなど、受診率向上に向けた必要な施策を検討、実施、評価することが可能となるものです。</p> <p>② 正確な受診履歴の管理により、札幌市がん検診の未受診者に限定した個別受診勧奨文書・がん検診無料クーポン券の発送等を実施することができ、また、将来的には他市町村での受診履歴も考慮できるなど受診の拡大につながることを期待できます。</p> <p>③ 「住基番号」は、市外への移転、再転入の際に変更することがあります。上記①にあるように、正確な受診動向の分析に基づいた、受診率向上に向けた施策を検討、実施、評価するため、また、将来的に、他市町村の受診履歴の参照した受診勧奨を実施可能なものとするためには個人番号を使う方法以外では実現できないものです。</p> |
|----------------|---|--|

整理番号 21

| | | | |
|---------|---|-------|--|
| 寄せられた意見 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策</p> <p>リスク3 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク</p> <p>マイナンバーについては、成りすましが有り得ると問題になっています。韓国の取材では、カード偽造業者が、7万円を支払えば2時間で偽造カードができるとマスコミの電話取材に答えています。</p> <p>こういう状況が想定されるのであれば、「特定個人情報が不正確である」リスク対策には「特に力を入れる」必要があると思います。</p> <p>しかし、評価書では「十分である」としています。札幌市が「特に力を入れる」必要がないと判断した理由を明らかにしてください。</p> | 市の考え方 | 札幌市ではこれまでも個人情報保護について特に力を入れて取り組んでまいりましたので、以前より実施しているリスク対策については「特に力を入れている」、今回の制度導入により新たに実施する予定のリスク対策については「十分である」という記入としています。 |
|---------|---|-------|--|

整理番号 22

| | | | |
|---------|--|-------|--------------|
| 寄せられた意見 | <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託に関するリスク</p> <p>「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」のリスクに対して「十分に行っている」と評価しています。</p> <p>再委託先の事務処理に対しては、市からは一番遠いところでの事務になり、市からの眼が一番届きにくい状況にあります。「ダダ漏れ」している民間事業者の個人情報漏洩も再委託先からの場合も多いと思います。</p> <p>にもかかわらず、なぜ「特に力を入れ」ないで良いのか？ その理由を示してください。</p> | 市の考え方 | 整理番号 21 に同じ。 |
|---------|--|-------|--------------|

| | | |
|----------------|---|--|
| <p>寄せられた意見</p> | <p>個人の健康情報のような高度なプライバシーに関わる情報の管理にマイナンバーのような情報集中のシステムをいくらセキュリティを高めても現に情報漏えいは起こっているの で再委託はすべきでない。 そもそもセキュリティ上マイナンバーのような固定的符号は不適切。</p> | <p>市の考え方</p> <p>受託業者のみでは実施できない範囲の業務が想定されることから、十分な管理のもとで再委託を行うものです。 個人情報の管理については、個人番号制度開始後も、市で管理していたものは市で、国で管理していたものは国でなど、個人情報はこれまでどおり分散管理となります。 個人番号は、ご指摘のとおり自由に変更することはできませんが、個人番号が漏れ不正に利用される恐れがあるとみなされた場合は個人番号を変更することができます。</p> |
|----------------|---|--|